

令和7年度パソコン等機器類賃貸借契約に係る
制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度パソコン等機器類賃貸借契約
(詳細は別紙「令和7年度パソコン等機器類賃貸借契約」に関する業務仕様書のとおり)
- (2) 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日
(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項第1号に基づく長期継続契約)
- (3) 特記事項 入札及び契約には次の条件を付す。
 - 1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - 2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在があり、かつ、パソコン等機器の保守窓口が沖縄本島内に所在し、メーカーによるオンサイト保守が可能であること。

なお、本調達の商品を第三者を通して賃貸しようとしているものにあつては、当該商品を自ら賃貸できる能力を有するとともに、第三者をして賃貸借できる能力を有することを証明した者であ

ること。この場合、保守については受注者が行うこととする。

- (8) 予定される第三者が、当該入札に参加しようとする複数の応札者間で重複していないこと。重複して申請している場合は、当該入札への参加を認めない。
- (9) 過去2年間に国又は地方公共団体との契約において、契約金額 20,000,000円以上の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中である者。

3 入札の日時及び場所

- (1) 日 時： 令和7年8月22日（金）午前10時
- (2) 場 所： 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階（501会議室）
※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

5 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

6 お問い合わせ

那覇市企画財務部 情報政策課 担当：安村、諸見里、上原
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-861-0350 FAX 098-862-0619